

「LEC 伊藤の直前過去問総チェック 第3回目（雇用徴収）」テキストから 第44回本試験【選択式】雇用法 空欄Bの出題が**的中しました!!**



LEC教材掲載内容(抜粋)

※実際の教材では赤字にはなっていません。

直前過去問総チェック第3回（雇用徴収） p.13

練習問題

- 政府は、被保険者であった者及び被保険者となるうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法第5条の規定による<A（助成）>を行うこと及び同法第2条に規定する<B 特定求職者>に対して、同法第7条第1項の<C（職業訓練受講給付金）>を支給することができる。

的中！

本試験出題はこうでした！

選択式〔問3〕 雇用法 B

- 1 雇用保険法第64条は、「政府は、[A ⑯被保険者であった者及び被保険者になろうとする者]の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による[B ⑰特定求職者]の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する、[C ⑮認定職業訓練]を行う者に対して、同法第5条の規定による助成を行うこと及び同法第2条に規定する[B ⑯特定求職者]に対して、同法第7条第1項の職業訓練受講給付金を支給することができる。」と規定している。